報　告　事　項

令　和　7　年　9　月　定　例　会

令和７年９月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件　　名	ページ
28	令和６年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について	5
29	令和６年度岡崎市土地開発基金の運用状況について	15
30	令和６年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況について	21
31	株式会社岡崎さくら電力の経営状況について	27
32	訴えの提起に関する専決処分について	33
33	岡崎市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	37
34	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	41
35	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	45
36	工事請負に関する契約の変更の専決処分について（市道池金本宿線拡幅整備に伴う鉄道高架下防護工事の委託）	49
37	和解に関する専決処分について	53
38	訴えの提起に関する専決処分について	57
39	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	61
40	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修工事）	65
41	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎市立矢作中学校北棟大規模改修工事）	69

令和７年報告第28号

令和６年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第２項の規定により、令和６年度岡崎市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円
８ 土木費	７ 土地区画整理費	柱町線整備事業（第２期）	令和２年度	186,000,000	47,520,000	38,000,000		100,480,000
			令和３年度	2,420,000				2,420,000
			令和４年度	441,840,000	189,200,000	198,000,000		54,640,000
			令和５年度	877,551,000	247,500,000	462,000,000		168,051,000
			令和６年度	256,248,000	25,300,000	105,000,000		125,948,000
			計	1,764,059,000	509,520,000	803,000,000		451,539,000

継 続 費 精 算 報 告 書

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 186,000,000	円 47,520,000	円 38,000,000	円	円 100,480,000
165,944,000	79,200,000	38,000,000		48,744,000	△163,524,000	△79,200,000	△38,000,000		△46,324,000
438,639,855	189,200,000	198,000,000		51,439,855	3,200,145	0	0		3,200,145
813,467,445	247,500,000	458,000,000		107,967,445	64,083,555	0	4,000,000		60,083,555
281,234,200	25,300,000	83,000,000		172,934,200	△24,986,200	0	22,000,000		△46,986,200
1,699,285,500	541,200,000	777,000,000		381,085,500	64,773,500	△31,680,000	26,000,000		70,453,500

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
10教育費	2小学校費	小学校校舎改修事業（岡崎小学校中棟）	令和4年度	円 27,565,000	円 4,476,000	円 8,000,000	円	円 15,089,000
			令和5年度	504,131,000	105,949,000	211,000,000		187,182,000
			令和6年度	3,405,000				3,405,000
			計	535,101,000	110,425,000	219,000,000		205,676,000
		小学校校舎改修事業（大樹寺小学校中棟）	令和4年度	126,664,000	20,315,000	36,000,000		70,349,000
			令和5年度	613,815,000	115,413,000	230,000,000		268,402,000
			令和6年度	17,794,000				17,794,000
			計	758,273,000	135,728,000	266,000,000		356,545,000

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0		0	27,565,000	4,476,000	8,000,000		15,089,000
15,700,000	4,520,000	8,000,000		3,180,000	488,431,000	101,429,000	203,000,000		184,002,000
449,994,607	102,796,000	202,000,000		145,198,607	△446,589,607	△102,796,000	△202,000,000		△141,793,607
465,694,607	107,316,000	210,000,000		148,378,607	69,406,393	3,109,000	9,000,000		57,297,393
0	0	0		0	126,664,000	20,315,000	36,000,000		70,349,000
128,623,114	20,368,000	36,000,000		72,255,114	485,191,886	95,045,000	194,000,000		196,146,886
576,181,796	125,965,000	230,000,000		220,216,796	△558,387,796	△125,965,000	△230,000,000		△202,422,796
704,804,910	146,333,000	266,000,000		292,471,910	53,468,090	△10,605,000	0		64,073,090

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
10教育費	2小学校費	大樹寺小学校校舎整備事業	令和4年度	円 5,992,000	円 810,000	円	円	円 5,182,000
			令和5年度	55,766,000	8,719,000	8,000,000		39,047,000
			令和6年度	0				
			計	61,758,000	9,529,000	8,000,000		44,229,000
	3中学校費	中学校校舎改修事業（甲山中学校南棟）	令和4年度	223,773,000	42,739,000	76,000,000		105,034,000
			令和5年度	837,013,000	187,149,000	374,000,000		275,864,000
			令和6年度	34,649,000				34,649,000
			計	1,095,435,000	229,888,000	450,000,000		415,547,000

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0			0	5,992,000	810,000			5,182,000
3,700,000	818,000	0		2,882,000	52,066,000	7,901,000	8,000,000		36,165,000
52,978,600	9,520,000	8,000,000		35,458,600	△52,978,600	△9,520,000	△8,000,000		△35,458,600
56,678,600	10,338,000	8,000,000		38,340,600	5,079,400	△809,000	0		5,888,400
0	0	0		0	223,773,000	42,739,000	76,000,000		105,034,000
178,979,606	42,739,000	62,000,000		74,240,606	658,033,394	144,410,000	312,000,000		201,623,394
843,110,542	204,208,000	374,000,000		264,902,542	△808,461,542	△204,208,000	△374,000,000		△230,253,542
1,022,090,148	246,947,000	436,000,000		339,143,148	73,344,852	△17,059,000	14,000,000		76,403,852

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
10教育費	3中学校費	甲山中学校校舎整備事業	令和4年度	円 5,802,000	円 720,000	円	円	円 5,082,000
			令和5年度	57,717,000	8,814,000	8,000,000		40,903,000
			令和6年度	0				
			計	63,519,000	9,534,000	8,000,000		45,985,000

実績					比較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0			0	5,802,000	720,000			5,082,000
5,400,000	727,000	0		4,673,000	52,317,000	8,087,000	8,000,000		36,230,000
52,856,000	9,625,000	8,000,000		35,231,000	△52,856,000	△9,625,000	△8,000,000		△35,231,000
58,256,000	10,352,000	8,000,000		39,904,000	5,263,000	△818,000	0		6,081,000

令和７年報告第29号

令和６年度岡崎市土地開発基金の運用状況について

令和６年度において岡崎市土地開発基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第５項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

令和６年度土地開発基金運用状況調書

基金定額				500,000,000 円
現金	前年度末現在高			0 円
	受入高	利子収入高	預金	0 円
			貸付金	0 円
		貸付金償還高		0 円
		基金繰入高		0 円
		小計		0 円
	支払高	貸付金貸付高		0 円
		一般会計繰出高		0 円
		小計		0 円
	計			0 円
債権	前年度末現在高			500,000,000 円
	貸付金貸付高			0 円
	貸付金償還高			0 円
	計			500,000,000 円
年度末現在高				500,000,000 円

付表　貸付金の状況

貸付先	岡崎市土地開発公社	貸付利率	無利息	
貸付の状況		前年度末未償還金	償還等の状況	年度末未償還金
貸付年月日	貸付金額		償還金	貸付金利子
平成22年４月１日	円 500,000,000	円 500,000,000	円 0	円 0	円 500,000,000

７監第74号
令和７年８月１日

岡崎市長　内　田　康　宏　様

岡崎市監査委員　髙　橋　重　長
同　　石　川　真　司
同　　畑　尻　宣　長
同　　杉　浦　久　直

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第５項の規定により、審査に付された令和６年度岡崎市土地開発基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和６年度　岡崎市基金運用状況審査意見

第１　審 査 の 種 類

地方自治法第241条第５項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第４条第１項第７号の規定による審査

第２　審 査 の 対 象

令和６年度　岡崎市土地開発基金

第３　審 査 の 期 間

令和７年６月２日から同年８月１日まで

第４　審 査 の 着 眼 点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

第５　審 査 の 実 施 内 容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第６　審 査 の 結 果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

岡崎市土地開発基金

基金定額500,000,000円をもって運用されており、その状況は次表のとおりである。

1　基金の運用状況

（単位：円）

区分		令和５年度末現在高	令和６年度中の増減		令和６年度末現在高
			増加高	減少高	
基金定額		500,000,000	0	0	500,000,000
運用状況	現金	0	0	0	0
	貸付金	500,000,000	0	0	500,000,000
	計	500,000,000	0	0	500,000,000

注　岡崎市土地開発公社に対する貸付金として運用されており、無利息であるので運用益は発生していない。

2　岡崎市土地開発公社貸付金管理状況

（単位：円）

令和５年度末未償還元金	令和６年度中の貸付及び償還金		令和６年度末未償還元金
	貸付金	償還金	
500,000,000	0	0	500,000,000

令和７年報告第30号

令和６年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況について

令和６年度において岡崎市市産材調達管理基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第５項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

令和６年度市産材調達管理基金運用状況調書

基金定額			60,000,000 円
現金	前年度末現在高		35,293,100 円
	受入高	基金繰入高	39,197,823 円
		未収金	0 円
		小計	39,197,823 円
	支払高	木材調達経費支払高	19,334,891 円
		未払金	0 円
		小計	19,334,891 円
	計		55,156,032 円
木材	前年度末現在高		4,706,900 円
	受入高		19,334,891 円
	払出高		19,197,823 円
	計		4,843,968 円
年度末現在高			60,000,000 円
支払資金総額			19,334,891 円
回転率 （支払資金総額／基金定額）			0.32 回

付表　木材調達の状況

区分	木材受入		木材払出	
	受入高（円）	受入数量（㎥）	払出高（円）	払出数量（㎥）
第１四半期 （令和6年4月～6月）	5,199,517	（丸太）0.00 （製材）16.54	5,504,417	（丸太）17.51 （製材）16.67
第２四半期 （令和6年7月～9月）	3,721,146	（丸太）0.00 （製材）12.23	2,662,968	（丸太）0.00 （製材）9.10
第３四半期 （令和6年10月～12月）	7,222,050	（丸太）0.00 （製材）24.19	7,529,350	（丸太）29.83 （製材）23.70
第４四半期 （令和7年1月～3月）	3,192,178	（丸太）0.00 （製材）9.61	3,501,088	（丸太）23.27 （製材）9.65
計	19,334,891	（丸太）0.00 （製材）62.57	19,197,823	（丸太）70.61 （製材）59.12

７監第75号
令和７年８月１日

岡崎市長　内　田　康　宏　様

岡崎市監査委員　髙　橋　重　長
同　　石　川　真　司
同　　畑　尻　宣　長
同　　杉　浦　久　直

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第５項の規定により、審査に付された令和６年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和６年度　岡崎市基金運用状況審査意見

第１　審 査 の 種 類

地方自治法第241条第５項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第４条第１項第７号の規定による審査

第２　審 査 の 対 象

令和６年度　岡崎市市産材調達管理基金

第３　審 査 の 期 間

令和７年６月２日から同年８月１日まで

第４　審 査 の 着 眼 点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

第５　審 査 の 実 施 内 容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第６　審 査 の 結 果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

岡崎市市産材調達管理基金

令和６年度末の基金定額は60,000,000円であり、その状況は次表のとおりである。

1　基金の運用状況

（単位：円）

区分		令和５年度末現在高	令和６年度中の増減		令和６年度末現在高
			増加高	減少高	
基金定額		40,000,000	20,000,000	0	60,000,000
運用状況	現金	35,293,100	39,197,823	19,334,891	55,156,032
	木材	4,706,900	19,334,891	19,197,823	4,843,968
	計	40,000,000	58,532,714	38,532,714	60,000,000

2　定額の資金を運用するための基金の当該定額の回転の状況

（単位：円、回）

基金定額	60,000,000
支払資金総額	19,334,891
回転率（支払資金総額／基金定額）	0.32

令和７年報告第31号

株式会社岡崎さくら電力の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第２項の規定により、株式会社岡崎さくら電力の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

事　業　の　概　要

（令和６年５月１日から令和７年４月30日まで）

１　主な事業内容

⑴　発電事業及び電気、熱エネルギーその他のエネルギーの販売に関する事業

⑵　電気の売買の仲介事業

⑶　電気、熱等の検針及びそれに伴う請求書発行等の事業

⑷　前各号の事業に関わるエンジニアリング及びコンサルティング

２　事業所の所在地

岡崎市久後崎町字本郷53番地

３　株式の状況

⑴　発行可能株式総数　10,000株

⑵　発行済株式総数　1,000株

⑶　株主数　５名

⑷　株式数内訳

株主名	所有株式数	持株比率
岡崎市	510株	51%
ＮＴＴアノードエナジー株式会社	150株	15%
中部電力ミライズ株式会社	150株	15%
東邦ガス株式会社	150株	15%
岡崎信用金庫	40株	４%

貸　借　対　照　表

（令和７年４月30日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	482,202,537	流動負債	242,762,259
現金及び預金	271,753,177	買掛金	209,940,042
売掛金	175,235,551	未払費用	2,341,350
前払費用	400,000	未払法人税等	60,500
未収入金	6,198,009	未払消費税等	1,470,400
未収還付法人税等	28,615,800	預り金	28,949,967
固定資産	1,010,000	固定負債	366,898
投資その他の資産	1,010,000	繰延税金負債	366,898
出資金	10,000	負債合計	243,129,157
預託金	1,000,000	純資産の部	
		株主資本	240,083,380
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	230,083,380
		その他利益剰余金	230,083,380
		繰越利益剰余金	230,083,380
		純資産合計	240,083,380
資産合計	483,212,537	負債純資産合計	483,212,537

損　益　計　算　書

（令和６年５月１日から令和７年４月30日まで）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,422,070,051
売上原価		1,334,693,691
売上総利益		87,376,360
販売費及び一般管理費		56,690,165
営業利益		30,686,195
営業外収益		
受取利息	183,811	
受取配当金	300	
雑収入	3,570,000	3,754,111
営業外費用		
雑損失	7,452	7,452
経常利益		34,432,854
税引前当期純利益		34,432,854
法人税、住民税及び事業税		9,933,211
法人税等調整額		1,605,792
当期純利益		22,893,851

令　和　7　年　度　事　業　計　画　書

事　業　名	事　　業　　内　　容
電力小売事業	市内公共施設への電力供給

令　和　7　年　度　収　支　予　算　書

（単位：千円）

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
電力小売事業収入	1,525,231	売上原価	1,305,377
売電（公共施設）	1,483,115	託送料	227,773
売電（発電事業）	42,116	常時バックアップ調達	223,670
その他収入	5,276	相対電源調達	773,683
		需給調整委託費	32,532
		その他	47,719
		人件費	948
		給料手当支出	948
		営業費	33,111
		業務委託費	26,161
		広告宣伝費	3
		諸会費	904
		通信運搬費	51
		支払報酬料	2,660
		支払手数料	51
		その他	3,281
		寄付金	74,318
		利益活用	20,437
		法人税・住民税	24,893
合計	1,530,507	合計	1,459,084

令和７年報告第32号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和７年８月15日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　管轄裁判所
　岡崎簡易裁判所
２　相手方及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（以下「償還金」という。）の滞納額

相手方	償還金の滞納額 （令和７年８月４日現在）
個人（主債務者）	650,560円
個人（連帯債務者）	

３　請求の趣旨
　相手方らに対し滞納している償還金、遅延損害金及び訴訟費用の支払を求める。
４　事件の概要
　相手方らは、母子父子寡婦福祉資金から就学支度資金及び修学資金の貸付けを受けた者及び連帯債務者であり、償還金を市に支払う義務がある。
　相手方らは、償還金を滞納しており、再三にわたる催告にも応じないため、市は支払督促の申立てを行った。
　これに対し、相手方らによる督促異議の申立てがあったため、訴えの提起があったものとみなされた。

令和７年報告第33号

岡崎市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和７年８月15日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第13条第１項」を「第13条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年報告第34号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和７年６月27日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和５年４月23日午前８時頃

⑵　場所

岡崎市矢作町字宝珠庵地内

⑶　内容

相手方が市道舳越矢作堤線を相手方所有の自動車で南進中、当該自動車左前輪が路肩舗装の破損部分の陥没に落ち、当該自動車の左前輪ホイールが損傷した。

２　損害賠償額

6,270円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金20,900円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市30パーセント、相手方70パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金6,270円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和７年報告第35号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和７年８月７日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和７年６月５日午後３時頃

⑵　場所

岡崎市柱町字上荒子地内

⑶　内容

市道柱東荒子２号線に設置されている岡崎市の所有管理に係る道路反射鏡が、経年劣化によりマンション駐車場に倒れ、当該駐車場に駐車中の相手方所有の自動車に接触したため、当該自動車のボンネット、前部バンパー、左ヘッドライト等が損傷した。

２　損害賠償額

570,222円

３　和解条項

⑴　岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金570,222円の損害が生じたことを相互に確認する。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方０パーセントであることを相互に確認する。

⑶　岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金570,222円の支払義務があることを認める。

⑷　岡崎市は、相手方に対し、⑶の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑸　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和７年報告第36号

工事請負に関する契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された工事請負に関する契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和７年８月15日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

令和６年６月21日議決「工事請負に関する契約について（市道池金本宿線拡幅整備に伴う鉄道高架下防護工事の委託）」を経て締結した工事請負契約の履行期限「令和７年９月30日」を「令和７年12月26日」に改める。

令和７年報告第37号

和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解に関することについて、次のとおり専決処分する。

令和７年８月18日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和７年６月３日午後２時40分頃

⑵　場所

岡崎市恵田町字下田地内

⑶　内容

花園緑地内の北側に植栽されている岡崎市の所有管理に係るアベマキ１本が隣接する相手方所有地に倒れ、相手方が所有するフェンス及び生け垣に接触したことにより、当該フェンス及び生け垣が損傷した。

２　和解条項

⑴　岡崎市は、相手方に対し、本件事故により、相手方に金55,000円の損害が生じたことを認める。

⑵　岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方０パーセントであることを相互に確認する。

⑶　相手方は、岡崎市に対し、岡崎市が⑴の損害賠償義務の履行に代えて修繕を実施し、これにより岡崎市の⑴の損害賠償義務が消滅したことを認める。

⑷　岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和７年報告第38号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和７年８月５日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

２　相手方、明渡しを求める市営住宅及び使用損害金額

相手方	市営住宅	使用損害金額 （令和７年６月30日現在）
個人（元入居者の相続人）	岩津住宅 市営住宅１室	6,431,940円

３　請求の趣旨

相手方に対し市営住宅の明渡し並びに使用損害金及び訴訟費用の支払を求める。

４　請求の原因

相手方養父（以下「養父」という。）は、過去に岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住していたが、市営住宅に入居中の平成27年11月に死亡した。

相手方は、養父の唯一の相続人である。

相手方は、養父の死亡時点で同人と同居しておらず、その入居を承継する権利を有しないため、市営住宅の賃貸借契約は同人の死亡により終了した。

しかしながら、市営住宅内には、養父の動産が残置されており、同人の死亡後、いまだ市営住宅の明渡しはなされていないところ、相手方はこれらの動産所有権を相続により取得している。なお、相手方は相続放棄を行っていない。

市営住宅が明け渡されないことにより、岡崎市は市営住宅に他の者を入居させることができず、使用損害金が発生している。

よって、市営住宅の明渡し及び賃貸借契約終了の翌日から明渡し済みまでの間の使用損害金の支払を求めるため訴えを提起する。

令和７年報告第39号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和７年８月15日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和６年12月22日午前９時25分頃

⑵　場所

安城市大山町１丁目地内

⑶　内容

傷病者を救急搬送中の救急自動車が、搬送先の病院へ向かうため主要地方道岡崎刈谷線を西進中、交差点手前で停止した相手方自動車を右側から追い越し交差点を左折しようとしたところ、急に動き出した相手方自動車の右前部と救急自動車の左側面が接触し、相手方自動車の前部バンパー等及び救急自動車の左側スライドドア、左後輪タイヤ等が損傷した。

２　損害賠償額

40,323円

３　和解条項

⑴　岡崎市及び岡崎市運転者と相手方は、本件事故に基づく損害及び過失割合が、以下のとおりであることを認める。

ア　損害　岡崎市416,636円、相手方806,465円

イ　過失割合　岡崎市運転者５パーセント、相手方95パーセント

⑵　岡崎市は相手方に対し、40,323円を、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。

⑶　相手方は岡崎市に対し、395,804円を、岡崎市が発行する納付書を用いて支払う。

⑷　岡崎市及び相手方は、本件事故に関して、岡崎市と相手方間において本和解条項以外に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

⑸　岡崎市運転者及び相手方は、本件事故に関して、岡崎市運転者と相手方間において本和解条項以外に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和７年報告第40号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和７年８月７日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

令和６年９月13日議決「工事請負の契約について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修工事）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「526,240,000円」を「533,192,000円」に改める。

令和７年報告第41号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和７年８月７日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

令和６年９月13日議決「工事請負の契約について（岡崎市立矢作中学校北棟大規模改修工事）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「225,500,000円」を「233,170,300円」に改める。